

# **学校法人斉藤学園 やごうこども園**

## **認定こども園移行に伴う 利用定員の設定について**

# やごうこども園の概要

令和2年4月1日事業開始予定のやごうこども園の概要は次のとおりです。

|                |                                                                                                                        |     |     |     |      |     |     |     |      |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|------|
| 施 設 の 名 称      | やごうこども園                                                                                                                |     |     |     |      |     |     |     |      |
| 種 別            | 幼稚園型認定こども園                                                                                                             |     |     |     |      |     |     |     |      |
| 設 置 者 名        | 学校法人 斉藤学園                                                                                                              |     |     |     |      |     |     |     |      |
| 代 表 者          | 湯澤 浩                                                                                                                   |     |     |     |      |     |     |     |      |
| 所 在 地          | 行田市谷郷2丁目5番1号                                                                                                           |     |     |     |      |     |     |     |      |
| 教育及び保育の<br>目 標 | あんしん・あんぜん・ゆとりの保育<br>1 子どもにとっては一番楽しいこども園であること。<br>2 お母さん(保護者)にとっては一番あんしんできるこども園であること。<br>3 教職員にとっては、一番働きがいのあるこども園であること。 |     |     |     |      |     |     |     |      |
| 認 可 ・ 利 用 定 員  |                                                                                                                        | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 満3歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 合計   |
|                | 1号認定子ども                                                                                                                |     |     |     | 5人   | 50人 | 50人 | 50人 | 155人 |
|                | 2・3号認定子ども                                                                                                              | 3人  | 6人  | 18人 | 0人   | 25人 | 25人 | 25人 | 102人 |
|                | 合計                                                                                                                     | 3人  | 6人  | 18人 | 5人   | 75人 | 75人 | 75人 | 257人 |
| 開 所 時 間        | 1号認定子ども 午前10時～午後2時(4時間)<br>2・3号認定子ども 午前7時30分～午後6時30分(11時間)                                                             |     |     |     |      |     |     |     |      |

1

# やごうこども園の概要

|         |                                               |                                         |                                                                                                                                                                                                                                            |
|---------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 職 員 数   | 3 2 人<br>(園長1、副園長1、主任保育教諭1、保育教諭24、事務職員2、運転手3) |                                         |                                                                                                                                                                                                                                            |
| 食事の提供方法 | 自園調理 (委託)                                     |                                         |                                                                                                                                                                                                                                            |
| 保 育 料 等 | 行田市が定める保育料に準拠                                 |                                         |                                                                                                                                                                                                                                            |
| 子育て支援事業 | 実施事業：子育て相談、未就園児教室、園庭開放、交流広場<br>実施日時：各種事業による   |                                         |                                                                                                                                                                                                                                            |
| 施設設備の概要 | 乳児室<br>ほふく<br>室                               | 0 歳児室<br>1 歳児室                          | 床面積<br>28.10m <sup>2</sup><br>34.94m <sup>2</sup><br>有効面積<br>25.95m <sup>2</sup><br>30.38m <sup>2</sup>                                                                                                                                    |
|         | 保育室<br>遊戯室                                    | 2 歳児室<br>3 歳児室<br>4 歳児室<br>5 歳児室<br>遊戯室 | 44.50m <sup>2</sup><br>210.30m <sup>2</sup><br>156.80m <sup>2</sup><br>162.70m <sup>2</sup><br>435.99m <sup>2</sup><br>38.95m <sup>2</sup><br>199.00m <sup>2</sup><br>148.10m <sup>2</sup><br>155.30m <sup>2</sup><br>303.94m <sup>2</sup> |
|         | その他                                           | 調理室<br>園庭                               | 56.00m <sup>2</sup><br>2,960.75m <sup>2</sup>                                                                                                                                                                                              |

# 新制度における給付を受けるためには

施設型給付、地域型保育給付を受けるためには、教育・保育施設としての認可（都道府県）とは別に市町村の「確認」を受け、「利用定員」を設定する必要があります。

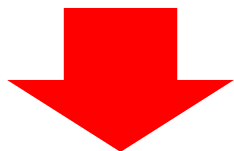
「認可定員」は、施設としてのハード面、人的配置などのソフト面が法に適合している場合に認められる定員です。

「確認」とは、対象の施設・事業が、公費（給付費）の支給対象となる施設・事業所としての要件を備えているかを市町村が審査するものです。

原則として、認可を受けた施設であっても、市町村による確認を受けなければ給付の対象となりません。

「利用定員」は、その地域が必要としている保育ニーズ（需要）に対して過剰な供給（保育サービスの提供）を防ぐために、その地域の保育ニーズに合致した供給量に見合った定員を「利用定員」として設定し、その人数に応じて公費（給付費）を支出します。

利用定員は、市町村の子ども・子育て会議等による意見を聴いた上で、市町村が定めます。



確認の基準や利用定員の必要性の判断基準は？

確認を行う際の設備・運営の基準（要件）は、市町村が条例で定めます。

また、需要と供給量を判断するための基準となるものが、市町村子ども・子育て支援事業計画で定める「量の見込み」と「確保方策」です。

# 市町村子ども・子育て会議 (子ども未来審議会)との関係

《子ども・子育て支援法》

(特定教育・保育施設の確認)

第31条 第27条第1項の確認は、内閣府令で定めるところにより、特定教育・保育の設置者の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

3 (略)

《行田市子ども未来審議会条例》

(設置)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第3項及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項の規定に基づき、行田市子ども未来審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、児童の福祉に関する事項及び子ども・子育て支援に関する事項について調査審議する。

# 確認と利用定員設定の手続き

- (1) 給付を受けようとする施設・事業者は、「行田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」もしくは「行田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」で定める基準を満たした上で、市へ確認の申請を行います。
- (2) 確認申請があった場合、市では条例と「行田市子ども・子育て支援事業計画」に基づき審査を行います。
  - ・設備や職員配置などの運営について ← 条例と合致しているか？
  - ・利用定員 ← 市の事業計画と照らし合わせ、必要量の利用定員か？
- (3) 市では、審査の後、確認申請があった施設・事業所について、給付の支給対象施設・事業所として確認してよいか、また利用定員を定めてよいか、市の子ども未来審議会で見解をお聴きます。
- (4) 市の子ども未来審議会及び県との協議結果に基づいて、市が利用定員の確認を行い、定めます。

# やごうこども園 利用定員設定

|      | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 合計  |
|------|----|----|----|----|----|----|-----|
| 1号認定 |    |    |    | 55 | 50 | 50 | 155 |
| 2号認定 |    |    |    | 25 | 25 | 25 | 75  |
| 3号認定 | 3  | 6  | 18 |    |    |    | 27  |
| 合計   | 3  | 6  | 18 | 80 | 75 | 75 | 257 |

257名（1号155名、2号75名、3号27名）

# 子ども・子育て支援事業計画との整合性

## ①教育ニーズ〈1号〉

- ・市内幼稚園に対し、認定こども園に関する情報提供を行い、認定こども園への移行を希望する幼稚園については支援を行う。
- ・平成31年度までに3園の移行を想定し、「移行についての意向調査」の結果を踏まえながら幼稚園への働きかけを行う。

## ②保育ニーズ〈2号、3号〉

- ・既存保育園における低年齢児の利用定員増の意向に基づき、既存施設の改修を支援する。また、賃貸物件や事業者の居宅を活用した地域型保育事業所の保育環境整備のために必要な支援をするなど、保育ニーズの高い低年齢児の受け皿確保のために必要な整備を行う。
- ・幼稚園に対し、子ども・子育て支援新制度への移行を促し、「一時預かり事業（幼稚園型）」を活用した2歳児の受入れを行う。また、認定こども園への移行を前提とした「幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業」による0歳～2歳児の受入れを実施するよう働きかけを行う。